

# 海關進口稅則修正部分稅則

中華民國 104 年 12 月 9 日  
華總一義字第 10400143901 號

第 8 4 章 核子反應器、鍋爐、機器及機械用具；及其零件																		
稅則號別及貨名	稅									率								
	自本次修正生效日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
84129000 其他引擎及發動機之零件	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	10%															

第85章 電機與設備及其零件；錄音機及聲音重放機；電視影像、聲音記錄機及重放機；以及上述各物之零件及附件

稅則號別及貨名	稅 率																	
	自本次修正生效日起			自105年1月1日起			自106年1月1日起			自107年1月1日起			自108年1月1日起			自109年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
85016490 其他交流發電機，輸出超過7 50仟伏安者	5%	免稅 (PA, GT, NI , NZ) 2% (SV, HN) 5% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI , NZ) 1% (SV, HN) 5% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 5% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 5% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 4% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 3% (SG)	12.5%
85023100 風力發電機組	5%	免稅 (PA, GT, NI , NZ, SG) 2% (SV, HN)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , NZ, SG) 1% (SV, HN)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	10%
85023990 其他發電機組	5%	免稅 (PA, GT, NI , NZ) 2% (SV, HN) 5% (SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , NZ) 1% (SV, HN) 5% (SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 5% (SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 5% (SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 4% (SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 3% (SG)	10%

稅則號別及貨名	稅 率																	
	自110年1月1日起			自111年1月1日起			自112年1月1日起			自113年1月1日起			自114年1月1日起			自115年1月1日起		
	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
85016490 其他交流發電機，輸出超過7 50仟伏安者	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 2% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 1% (SG)	12.5%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	12.5%									
85023100 風力發電機組																		
85023990 其他發電機組	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 2% (SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ ) 1% (SG)	10%	5%	免稅 (PA, GT, NI , SV, HN, NZ , SG)	10%									

第87章 鐵道及電車道車輛以外之車輛及其零件與附件

增註

十九、 輸入歸屬稅則第8702節及第8703節之機動車輛，專供直轄市、縣(市)政府或受其委託辦理身心障礙者公共交通接送服務之機構或團體載運身心障礙者用，經衛生福利部證明用途屬實者免稅。